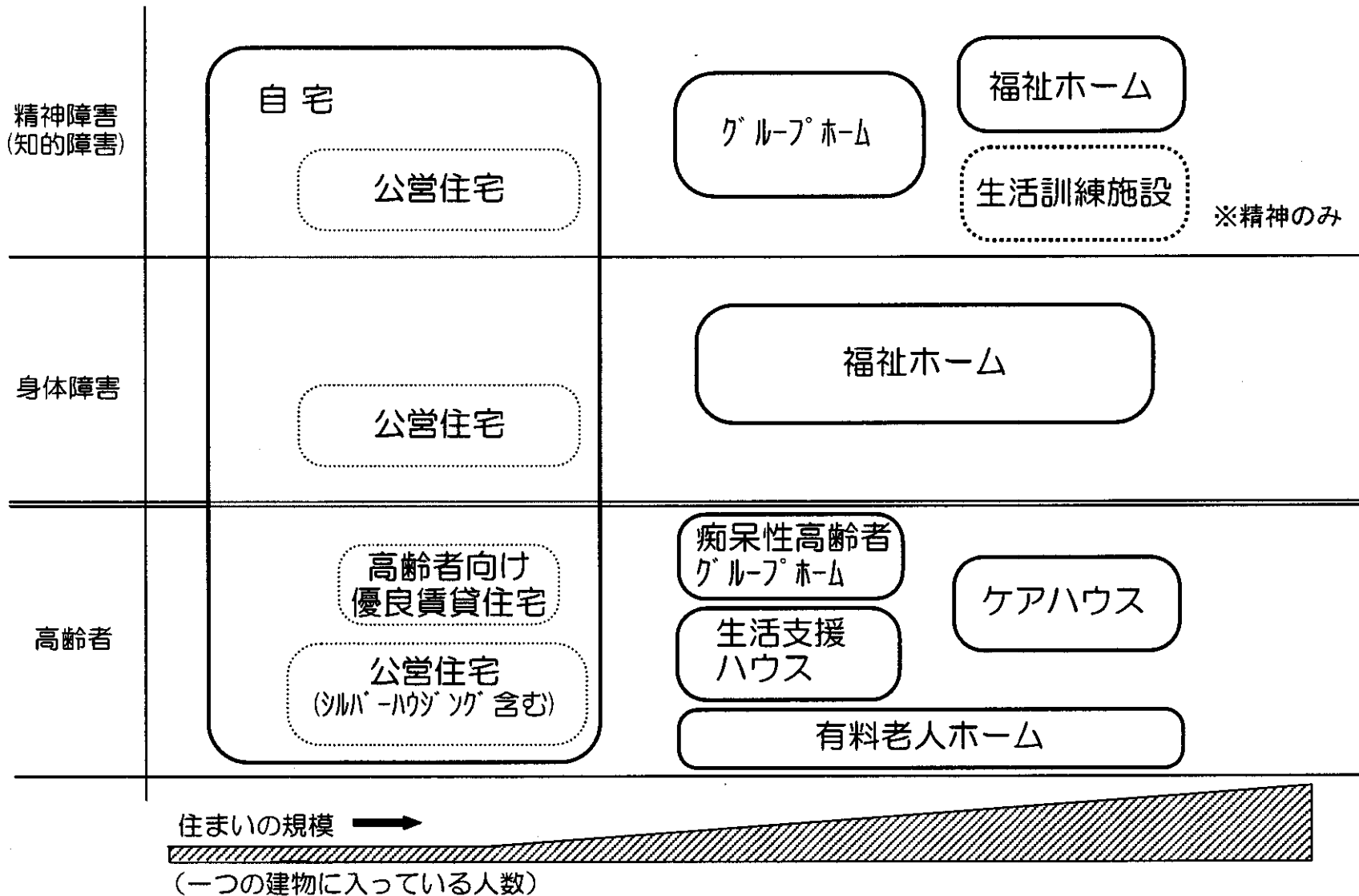


障害者の住まいに関する主な形態



障害者の住まいに関する主な施策

		精神障害者	身体障害者	知的障害者
グループホーム	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3の2	—	知的障害者福祉法第4条10項
	入居要件	精神障害者であって、一定程度の自活能力がある、日常生活を維持するに足る収入があるなどの一定の要件を満たすもの	—	満15歳の以上の知的障害者であって、グループホームへの入居を必要とするもの(入院治療を要する者を除く)
	箇所数	1,105か所	—	3,459か所
	定員	4人以上	—	4～7人

福祉ホーム	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2	身体障害者福祉法第30条の2	知的障害者福祉法第21条の9
	入居要件	A型:家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅確保が困難であるため、現に住居を求めている者であって、次の各号に該当する者 (1)日常生活において介護を必要としない程度に生活習慣が確立している者 (2)継続して就労ができる見込みがある者 B型:病状は安定していて必ずしも入院治療を必要としないが、意欲面の障害若しくは逸脱行動の症状を有する、または高齢化による一定程度の介助を必要とする状態にある精神障害者で、一定程度の介助があれば日常生活を営むことができる者	18歳以上の身体障害者で、家庭環境、住宅事情等の利用により居室において生活することが困難なもの(常時の介護、医療を必要とする者を除く)	現に住居を求めている知的障害者で、家庭環境、住宅事情等の理由より家族との同居が困難なもの
	箇所数	A型:132か所 B型:77か所	54か所	87か所
	定員	A型:10名以上 B型:おおむね20名以上	5人以上	10人以上

(箇所数:平成15年度予算)

公営住宅		精神障害者	身体障害者	知的障害者
心身障害者世帯向公営住宅	根拠	「心身障害者世帯向公営住宅の建設等について」(昭和46年4月1日、厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長、厚生省援護局長及び建設省住宅局長連名通知)に基づき事業主体の判断により実施	「心身障害者世帯向公営住宅の建設等について」(昭和46年4月1日、厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長、厚生省援護局長及び建設省住宅局長連名通知)に基づき事業主体の判断により実施	「心身障害者世帯向公営住宅の建設等について」(昭和46年4月1日、厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長、厚生省援護局長及び建設省住宅局長連名通知)に基づき事業主体の判断により実施
	入居要件	中度又は重度知的障害者、又はこれと同程度の精神的欠陥を有する者	身体障害者福祉法施行規則による4級以上の障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている者	中度又は重度知的障害者、又はこれと同程度の精神的欠陥を有する者
	措置の内容	公営住宅の入居資格を有し、入居者の選考基準に該当する場合は、住宅困窮度が高いものとして優先的に扱う	公営住宅の入居資格を有し、入居者の選考基準に該当する場合は、住宅困窮度が高いものとして優先的に扱う	公営住宅の入居資格を有し、入居者の選考基準に該当する場合は、住宅困窮度が高いものとして優先的に扱う
	障害の証明	心身障害者世帯であることを証する福祉事務所長等が作成した書面が必要	心身障害者世帯であることを証する福祉事務所長等が作成した書面が必要	心身障害者世帯であることを証する福祉事務所長等が作成した書面が必要
公営住宅の単身入居	根拠	—	公営住宅法第23条 公営住宅法施行令第6条	—
	入居要件	—	身体障害者福祉法施行規則による4級以上の障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている者(常時の介護を必要とし、居宅で介護を受けることができず、又は受けることが困難な場合を除く)	—
	措置の内容	—	同居する親族がない場合においても公営住宅に入居することができる	—
	障害の証明	—	単身入居資格を有することを証する福祉事務所長等が作成した書面が必要	—